

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

直送済

原告 柳田辰雄

被告 国立大学法人東京大学

第 1 準 備 書 面

平成28年12月1日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清 水 幹



同 溝 内 健



同 清 水



第1 「新領域創成科学研究科」の組織について

- 1 「新領域創成科学研究科」は、被告の設置する東京大学に置かれた大学院研究科（以下「研究科」という。）の1つである（東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。乙3）28条1項）。

研究科には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻及び講座又はそれに代わる組織を置くこととされている（同条2項）。

- 2 これを受けて、新領域創成科学研究科は、東京大学大学院新領域創成科学研究科組織運営規則（以下「研究科組織運営規則」という。乙4）を定め、本件人事の当時、以下の組織を置いていた（附属施設は省略する。）。

(1) 環境学研究系

ア 国際協力学専攻

(ア) 制度設計講座

(イ) 開発協力講座

(ウ) 資源環境講座

イ 自然環境学専攻

講座は省略する。

ウ 海洋技術環境学専攻

講座は省略する。

エ 環境システム学専攻

講座は省略する。

オ 人間環境学専攻

講座は省略する。

カ 社会文化環境学専攻

講座は省略する。

(2) 基盤科学研究系

専攻及び講座は省略する。

(3) 生命科学研究系

専攻及び講座は省略する。

(4) 情報生命科学専攻

講座は省略する。

- 3 新領域創成科学研究科が置いていた組織は以上のとおりであり、「専攻」や「講座」は組織の1つであるが、本件で原告が問題にしている「分野」については基本組織規則にも研究科組織運営規則にも定めがない。

第2 「分野」という概念について

- 1 「分野」という概念については、新領域創成科学研究科教員選考内規（以下

「研究科教員選考内規」という。乙5)に定めがおかれている。

新領域創成科学研究科における教員選考手続の流れは、以下のとおりである(乙5)。

(1) 分野の選定(どのような教育研究分野のどのポスト(教授ポスト, 准教授ポスト等)につき教員選考を行うか, ということを先に選定する。)

ア 各専攻が, 選考を行う分野及びポストについて, 学術経営委員会に対し発議する。

イ 学術経営委員会は, 発議された分野及びポストについて審議し, 選考を行う分野及びポストを決定する(実務的には, 学術経営委員会内に分野選定委員会を立ち上げ, 同委員会が選定した分野を学術経営委員会に報告し, 学術経営委員会はこの報告をもとに検討し, 分野を決定する, という方法をとっている。)

ウ 学術経営委員会は, 上記イの決定を直ちに教授会構成員に通知する。

(2) 教員の選考(具体的にどの人物を教員として選考するか, ということを次に審議・決定する。)

ア 学術経営委員会は, 上記(1)イの決定に基づき, 選考委員会を設置する。

イ 選考委員会は, 選考を発議した専攻が所属する研究系会議において審査結果を報告し, 研究系会議はその可否について審議し, 決定する。

ウ 研究系長は, 上記イの決定を学術経営委員会に報告し, 学術経営委員会はその決定を承認することの可否について審議し, 決定する。

エ 学術経営委員会委員長は, 上記ウの決定を, 教授会構成員に通知する。

2 このように, 新領域創成科学研究科における教員選考では, 「どのような教育研究分野のどのポストにつき教員選考を行うか」ということがまずもって検討されるが, この教員選考手続の冒頭で選定される「今回の人事で選考の対象とする人材の教育研究分野」こそが「分野」という概念の意味するところである。

本件で原告が問題にしている平成21年から平成22年にかけて実施された教授ポストの人事（本件人事）を例に、以下、具体的に説明する。

(1) 本件人事以前の制度設計講座には、以下の3つの教員ポストがあった。

- ① 国際政治経済システム学分野 教授ポスト
- ② 国際政策協調学分野 教授ポスト
- ③ 国際政策協調学分野 准教授ポスト

上記①のポストには原告が、上記③のポストには湊隆幸（前訴における原告のうちの1人、以下「湊」という。）がおり、上記②のポストは当時空席となっていた。

この空席となっていたポストを使って新たに教員を選考しようとしたのが本件人事であり、その教員選考手続の冒頭で、「今回の人事で選考の対象とする人材の教育研究分野」としてどのような分野を選定するのか（それまでと同様に「国際政策協調学分野」を専門とする人材を教授として迎えようとするのか、あるいは、これと異なる教育研究分野を専門とする人材を教授として迎えようとするのか）ということが審議された（甲20の2）。

(2) その結果、本件人事においては、「社会的意思決定分野」を専門とする人材を教授として迎えるべく、教員の選考を行うことになり（甲20の2、20の3）、最終的に堀田昌英（以下「堀田」という。）が教授として選考されたのである。

(3) 本件人事後の制度設計講座の教員ポストは、以下のようになっている。

- ① 国際政治経済システム学分野 教授ポスト 原告
- ② 社会的意思決定分野 教授ポスト 堀田
- ③ 国際政策協調学分野 准教授ポスト 湊

すなわち、湊が国際政策協調学分野を専門とする准教授であることは、本件人事の前後で何ら変わらない。

もちろん、原告が国際政治経済システム学分野を専門とする教授であるこ

とも、まったく変わっていない。

第3 原告の学問の自由は何ら侵害されていないことについて

原告は、原告準備書面(1)第1(1, 2頁)で「本件において、『国際政策協調学』分野の廃止により、本件学融合の研究に重大な支障を来たしたのは当然であった。」と主張しているが、本件人事によって国際政策協調学分野が廃止されたわけではないこと、湊が国際政策協調学分野を専門とする准教授であることは本件人事の前後で何ら変わりがないことは、既に述べたとおりであり、原告の主張はその前提に誤りがあるといわざるを得ない。

本件人事によって、原告の研究・発表・教授の自由は何ら制限されておらず、むしろ、本件人事によって、制度設計講座には、国際政治経済システム学分野を専門とする原告、国際政策協調学分野を専門とする湊に加え、新たに社会的意思決定分野を専門とする堀田が教員として選考されたのであり、「学融合」が促進されたと評価することもできる。

自らの学問の自由が侵害されたとする原告の主張が失当であることは明らかである。

第4 本件訴えが前訴の蒸し返しであることについて

- 1 本件訴えについて原告は、「もっぱら分野変更の手續に焦点を当て、その違法性を問うものである」と述べ(訴状(2頁))、具体的には「『国際政策協調学』分野の変更(廃止)は、本来の手續を踏まずに、国際協力学専攻の当時の専攻長であった國島正彦教授の独断で実施されたものである」と主張し(訴状(6頁))、原告準備書面(1)第2(2~4頁)でもかかる主張を繰り返している。
- 2 この点、新領域創成科学研究科における教員選考手續の流れは上記第2の1(本書面2, 3頁)で述べたとおりであり、その手續は「分野の選定」と「教員の選考」の2つに大きくわけることができるが、前訴において本件原告は、「分野の選定」との関係で「①学術経営委員会に発議する分野及びポストを基

幹専攻会議において審議決定しなかったこと」を主張し、「教員の選考」との関係で「②最適応募者を選考委員会に推薦する際の専攻内の意思決定が高木ルールに従って行われなかったこと」を主張した（甲37（15頁）、甲38（4頁））。

そして、「分野の選定」にかかる手続（上記①の主張）は、前訴における主要な争点の1つとして審理の対象とされ、前訴の一審（甲37（15～17頁））及び控訴審（甲38（4～6頁））は、本件人事の背景事情、実際に行われた具体的手続、当該手続に対する本件原告の関与等を詳細に認定した上で、「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法をいう原告らの主張（上記①）は、採用できない。」と結論づけている。

3 本件訴えにおける原告の主張（上記1の主張）は、前訴における上記①の主張とまったく同一であり、前訴における主要な争点について、裁判所に採用されなかった自らの主張を再度もちだして、紛争を蒸し返すものといわざるを得ない。

以上

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

直送済

原告 柳田辰雄

被告 国立大学法人東京大学

証 拠 説 明 書

平成28年12月1日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

清 水 幹



同

溝 内 健



同

清 水



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成日	作成者	立 証 趣 旨
乙3	東京大学基本 組織規則 (本 件人事当時の もの)	写し	21.4.1	被告	「専攻」や「講座」は組織の1つであるが、本件で原告が問題にしている「分野」については基本組織規則にも研究科組織運営規則にも定めがないこと等
乙4	東京大学大学 院新領域創成	写し	21.11.30	被告	同上